

## 小田原市自転車競走実施規則等の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市自転車競走実施規則等の一部改正案
政策等の案の公表の日	令和元年(2019年)8月15日(木)
意見提出期間	令和元年(2019年)8月15日(木)から 令和元年(2019年)9月13日(金)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	1件(1人)
インターネット	1人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他(質問など)	1

〈具体的な内容〉

(1) その他（質問など）

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	平成29年2月に小田原競輪場で開催された国際自転車トラック競技支援競輪で先頭固定競走（インターナショナル）での競争（KEIRIN EVOLUTION）が行われていますが、これは何を根拠に行われたものなのでしょうか？	D	ご指摘のとおり、この1レースだけインターナショナルルールで実施しています。国際自転車トラック競技支援競輪は年に2回しか行われず、多くの競輪場がその開催を誘致しています。小田原競輪場は幸いに28年度に実施できた訳ですが、規則改正すべきところを、誘致や開催準備等の多忙に紛れ、その機を逸していたものです。
2	ミッドナイト競輪は観客を入れずに行われるのになぜ他の競輪場で開催する場合の入場料を規定する必要があるのでしょうか？	D	今回の改正の主目的は、ミッドナイト競輪を行うことですが、自然災害等で小田原競輪場が使用できなくなるような場合、日中の競輪を他の競輪場で開催する場合も考えられます。このため、他の競輪場で開催する場合の入場料を規定したものです。
3	周長335mのバンクの場合のルールは追加する必要は無いのでしょうか？	D	335mのバンクの場合のルールは、現在小田原競輪場で行われている333.3mのバンクのルールと同一ですので、ルールの追加はしませんが、ルールの表記に「1周335m及び333.3mの場合は」を加えます。